

令和6年度議会評価報告書 (議会基本条例運用実績の評価)



令和 7年 7月
滝 沢 市 議 会

目 次

- 令和6年度議会基本条例の運用実績評価について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4
- 議会評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6
- 議会評価シート個票・・・・・・・・ 7～40
- 参考資料・・・・・・・・・・・・ 41～43
 - ・資料1 議員自己評価の結果
 - ・資料2 議会評価と議員自己評価の比較

令和 6 年度議会基本条例の運用実績評価について

滝沢市議会では、市民の皆さまにより良い議会活動をお届けするため、毎年、議会基本条例の運用実績について評価を実施しています。令和 6 年度の評価では「開かれた議会」「市民とともに歩む議会」「行動する議会」という 3 つの理念を軸に、具体的な活動の評価しました。

評価は、それぞれの理念における目標達成度合いを「◎：達成」「○：一部達成」「×：未達成」の 3 段階で示しています。

評価の結果、一部項目で昨年度よりも高い評価を得ることができました。これは、議会が、市民の声を聴きながら活動を改善してきた成果と考えております。

一方で、活動を進める中で新たな課題も見つかりました。今後の議会運営においては、これらの課題を克服し、より良い議会を目指していく必要があります。

令和 6 年度の評価結果に基づき、議会は、市民の皆さまと協力し、市政課題の解決に向けて積極的に取り組んでいき

ます。

具体的には、以下のような取組を進めていきます。

- ・開かれた議会: 委員会のライブ配信や会議録の公開など、市民が議会活動をより理解しやすい環境づくりの検討を進めます。

- ・市民とともに歩む議会: 市民懇談会や議会報告会などの意見交換会を通して市民の意見を積極的に聴き取り、議会活動に反映させます。

- ・行動する議会: 市政課題の解決に向けて、積極的に政策提言を行い、市民の期待に応える活動を推進します。

滝沢市議会は、市民の皆さまと共に、より良い滝沢市を築いていくため、今後も活動を続けていきます。

令和6年度議会基本条例の運用実績の評価について

令和6年度の議会評価は、議会基本条例の条文に基づき、滝沢市議会で掲げている「開かれた議会」「市民とともに歩む議会」「行動する議会」の3つの理念に分け、条文の目的、内容を達成できているか否かを議員全員で評価し、その結果をまとめました。その結果、現在の滝沢市議会の状態を事実をもとに評価し、今後、取り組むべき課題を確認することができました。

特に、市民との対話、議会独自の視点に基づく政策立案等・議案審査、総合計画との連動、主権者教育、そして振返りの結果を活用した継続的な改革に力を入れていく必要性を強く感じています。

評価結果を踏まえ、今後は、議会改革推進会議を活用し、議会全体で継続的な改善と発展を目指していくことが重要です。具体的には、内部評価、外部評価を実施していくことで、評価結果を議会運営に十分に活かせるよう、議会アドバイザーの助言や市民の意見等をいただきながら、滝沢市議会の目指すビジョン達成に向け取り組んでいきたいと考えています。

この取組を通して、市民の皆様にとってより開かれた、市民に信頼される議会を目指し、市民と共に市政課題を解決していけるよう努力してまいります。

【開かれた議会】

3つの理念	章	個別条例	R6評価	R5評価
開かれた議会	議会と議員の活動原則	第5条【通年議会】	◎	◎
開かれた議会	市民と議会の関係	第6条【情報公開と説明責任】	◎	◎
開かれた議会	市民と議会の関係	第7条【広聴広報活動の充実及び市民との連携】	○	○
開かれた議会	政務活動費	第26条【政務活動費】	◎	◎
全体評価			○	○

議会活動の透明性と市民参加を促進するため、議会だよりの内容を改善し、写真やイラストを活用した分かりやすい情報発信や、議会ホームページの改修による情報アクセス性の向上、滝祭での議会ブース設置による直接意見交換など、多様な媒体を通じた情報発信に積極的に取り組んだ結果、市民への議会活動に関する情報提供を強化することができました。これにより、市民の関心や理解を深める一つの手立てとなり、市民と議会との距離を縮める効果があったと感じています。今後も、市民の声を参考に、情報発信の在り方を継続的に検討し、より効果的な情報発信に取り組んでいきたいと考えています。

【市民とともに歩む議会】

3つの理念	章	個別条例	R6評価	R5評価
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第8条【市民議会】	◎	◎
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第9条【議会報告会】	◎	◎
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第10条【市民懇談会】	◎	◎
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第11条【政策討論会】	◎	×
市民とともに歩む議会	議会支援機能の充実	第23条【議会サポーターの設置】	◎	○
全体評価			◎	○

「市民とともに歩む議会」を目指し、政策討論会や市民議会などの取り組みを通じて市民の声を積極的に聞き取り、その意見を政策等に反映することで、市民と共に未来を創造する議会を目指し、市民の声を活動の中心に据え、皆さまと一緒に滝沢市の未来を考える取組を進めています。

令和6年度には、政策討論会の実施要綱を新たに策定し、環境厚生常任委員会が議会サポーターの協力も得ながら、11月に初めての政策討論会を開催しました。この討論会では、政策提言に向けた課題の整理を行い、市民の意見を反映するための重要な一歩を踏み出しました。

また、市民議会では、「ともに生きる」をテーマに、保護者や児童の皆さまから滝沢市のこれからについて率直な意見をいただきました。さらに、より多くの市民が参加しやすいよう、小学校区ごとに議会報告会を開催したり、滝祭では議会ブースを設置したりするなど、様々な場で市民の声を直接伺いました。これらでいただいたご意見は、委員会による所管事務調査などの活動に活用しています。

新たな取組により、昨年度よりも評価は高くなりました。今後も取組を継続し、充実を図って行きます。

【行動する議会】

3つの理念	章	個別条例	R6評価	R5評価
行動する議会	市長等と議会の関係	第12条【市長等との関係の基本原則】	◎	◎
行動する議会	市長等と議会の関係	第13条【議会審議における論点情報の形成】	○	○
行動する議会	市長等と議会の関係	第14条【政策評価】	×	×
行動する議会	市長等と議会の関係	第15条【予算、決算における政策説明】	◎	◎
行動する議会	市長等と議会の関係	第16条【議決事件の追加】	◎	◎
行動する議会	会議の運営	第17条【自由討議による合意形成】	◎	◎
行動する議会	会議の運営	第18条【委員会の活動】	○	◎
行動する議会	会議の運営	第19条【政策検討会】	○	×
行動する議会	会派及び議員連盟	第20条【会派】	○	○
行動する議会	会派及び議員連盟	第21条【議員連盟】	○	○
行動する議会	議会支援機能の充実	第22条【議会モニターの設置】	◎	◎
行動する議会	議会支援機能の充実	第24条【議会アドバイザーの設置】	◎	◎
行動する議会	議会支援機能の充実	第25条【附属機関の設置】	×	×
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第27条【議員研修の充実強化】	◎	◎
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第28条【議会図書室の充実】	◎	◎
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第29条【議会事務局の体制整備】	◎	◎
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第30条【議会費の確保】	◎	◎
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第31条【議員の政治倫理】	◎	◎
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第32条【議員定数】	○	○
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第33条【議員報酬】	○	○
行動する議会	危機管理	第34条【危機管理】	◎	○
行動する議会	議会の評価と議会改革の推進	第35条【議会の評価】	○	○
行動する議会	議会の評価と議会改革の推進	第36条【議会改革】	○	○
行動する議会	最高規範性及び見直し手続	第37条【最高規範性】	◎	◎
行動する議会	最高規範性及び見直し手続	第38条【見直し手続】	○	○
全体評価			○	○

市民の皆さまから「行動する議会」への期待に応えるため、議会改革を進めてまいりました。

具体的には、政策検討会の実施要綱を策定し、より体系的な政策検討体制を構築しました。議員連盟の活動を通じて、専門性の高い政策議論を進める取組を始めました。これらの取組の結果、議会評価は高くなっています。

今後も、市民の皆さまの声を真摯に受け止め、議会改革を継続的に推進してまいります。特に、自由討議は議会の意思決定プロセスにおいて非常に重要であり、充実した議論を通じて質の高い政策提言につなげていきたいと考えています。

議会と議員の活動原則(開かれた議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	通年議会			条文	第5条
滝沢市議会 基本条例	(通年議会) 第5条 議会は、前2条に掲げる活動原則を達成するため、会期を通年とする。 2 通年議会に関し必要な事項は、別に定める。				
評価細目	通年か否か	要綱等がある かないか			
取組実績	(第1項) ・通年か否か 平成26年1月から、定例会の会期を1月から12月までとし、通年議会を実施している。 (第2項) ・要綱の有無： 有 滝沢市議会通年議会に関する要綱(平成26年議会訓令第2号)				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会通年議会に関する要綱 滝沢市議会定例会の回数に関する条例 滝沢市議会定例会の招集に関する規則				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	情報公開と市民参加			条文	第6条
滝沢市議会 基本条例	(情報公開と市民参加) 第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。 2 議会は、本会議を始め全ての会議を原則として公開するものとする。 3 議会は、本会議、委員会等終了後、速やかに議事録を作成し、公開するものとする。 4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。				
評価細目	会議の種類と公開の有無	会議の種類と議事録作成の有無、公開手法数	参考人制度等活用件数	提案者の意見聴取数、方法	
取組実績	(第1項)第2項以下で評価 (第2項) ・議会活動の情報公開 ①本会議②常任委員会③全員協議会 議会中継(①②) ・本会議、予算決算常任委員会(議場)については、議会中継システムによりYouTube配信。スマートフォン、ホームページ等でいつでも見ることができる環境を整備。 (第3項) 会議録作成(①②③) ・すべての会議で作成している。公開については、本会議、予算決算常任委員会(議場)、全員協議会については、会議録検索システムで常時公開。その他については、申請が必要。 (第4項) 参考人制度等活用件数 2件 ・当事者(提案者)を参考人として呼んでいる。専門的、政策的意見の反映はない。 総務教育常任委員会 2件(R6.9.3、R6.12.6) (第5項) 提案者の意見聴取数・方法 2件(参考人制度を活用)				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☑不要	☐必要 内容:			
今後必要な取組	・各常任委員会の配信の検討				
関係例規					
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

市民と議会の関係(開かれた議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	広聴広報活動の充実及び市民との連携	条文	第7条
滝沢市議会 基本条例	(広聴広報活動の充実及び市民との連携) 第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心を持って、理解が得られるよう、議会広報誌の発行及び多様な広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。 2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提言の拡大に努めるものとする。		
評価細目	意見交換の種類と回数	議会における研修の回数	政策提言数
取組実績	(第1項)第2項以下で評価 (第2項) 意見交換の種類と回数 ①議会広報紙 年5回 ②市民議会(R7.2.2) 1回 ③議会報告会(R6.5.17～R6.7.13) 9回 ④市民懇談会 2回 ⑤政策討論会 1回 ⑥ホームページ 通年 ⑦SNSの活用 無 議会における研修の回数 5回 ・SOUNDカードを使ったワールドカフェ形式の研修(R6.6.7、R6.9.18、R6.11.29、R7.3.10) ・議会評価に関する研修(R6.10.24) 政策提言数 0件		
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	☒ 不要	☐ 必要	内容:
今後必要な取組	・広報媒体の再検討(SNSの活用)		
関係例規	滝沢市議会議会広報発行規程 滝沢市議会市民議会実施要綱 滝沢市議会議会報告会実施要綱 滝沢市議会市民懇談会実施要綱		
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	政務活動費	条文	第26条		
滝沢市議会 基本条例	(政務活動費) 第26条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例(平成15年滝沢村条例第15号)の定めるところにより、これを適正に使用しなければならない。 2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書、領収書等を議長に報告するとともに、当該年度に1回以上、政務活動費による活動内容を公表しなければならない。				
評価細目	他者による政務活動費のチェックの有無	政務活動費の公表の有無			
取組実績	(第1項) 他者によるチェックの有無: 有 ・議長に提出された報告書を年に一度確認している。 (第2項) 公表の有無: 有 ・個人(会派)ごとに支出内訳、領収書、行程表及び視察報告書を添付した収支報告書をホームページに掲載している。				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・運用指針の見直し				
関係例規	滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例 滝沢市議会の政務活動費の交付等に関する規則 滝沢市議会政務活動費使途基準の運用指針				
参考事項	○地方自治法第100条 (中略) 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面または電磁的記録をもって議長に報告するものとする。 16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

市民と議会の関係(市民とともに歩む議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	市民議会			条文	第8条
滝沢市議会 基本条例	(市民議会) 第8条 議会は、多くの市民が参加できる場として、市民議会の開催に努めるものとする。 2 市民議会に関し必要な事項は、別に定める。				
評価細目	市民議会開催の有無	要綱等があるかないか			
取組実績	(第1項) 市民議会開催の有無:有(R7.2.2) 各小学校区から小学生・PTA関係者17名が参加し、「ともに生きる滝沢」をテーマに発言した。 (第2項) 要綱の有無: 有 滝沢市議会市民議会実施要綱(平成26年議会告示第4号)				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会市民議会実施要綱				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

市民と議会の関係(市民とともに歩む議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	議会報告会			条文	第9条
滝沢市議会 基本条例	(議会報告会) 第9条 議会は、市民の参加を高め、連携を深める場として、議会報告会を年1回以上開催し、広く市民に議会の活動状況を報告するとともに意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。				
評価細目	議会報告会の開催数・参加人数	要綱等があるかないか			
取組実績	(第1項) 議会報告会の開催数 9回(R6.5.17～R6.7.13) 参加人数 107人 ※令和6年度は小学校区ごとに開催。 (第2項) 要綱の有無： 有 滝沢市議会議会報告会実施要綱(平成26年議会告示第1号)				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・実施後の振り返りと参加しやすい環境づくり、課題設定の検討				
関係例規	滝沢市議会議会報告会実施要綱				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

市民と議会の関係(市民とともに歩む議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	市民懇談会			条文	第10条
滝沢市議会 基本条例	(市民懇談会) 第10条 議会は、市民団体と議員とが自由に情報及び意見を交換する場として、市民懇談会を開催するものとする。 2 市民懇談会に関し必要な事項は、別に定める。				
評価細目	市民懇談会の 開催数・参加 人数	要綱があるか ないか			
取組実績	(第1項) 市民懇談会の開催数 2回 R6.12.18 滝沢市学童保育連絡協議会(15名) R7.1.27 滝沢市PTA連絡協議会(58名) (第2項) 要綱の有無： 有 滝沢市議会市民懇談会実施要綱(平成26年議会告示第5号)				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会市民懇談会実施要綱				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	政策討論会			条文	第11条
滝沢市議会 基本条例	(政策討論会) 第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため市民を対象とした政策討論会を開催することができる。 2 政策討論会に関し必要なことは、別に定める。				
評価細目	政策討論会開催数・市民参加者数	要綱等があるかないか			
取組実績	(第1項) 政策討論会開催数 1回(R6.11.11) (第2項) 要綱の有無： 有 滝沢市議会政策討論会実施要綱(令和6年議会告示第3号)				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・3常任委員会での開催 ・市民が参加しやすい場づくり				
関係例規	滝沢市議会政策討論会実施要綱				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	議会サポーターの設置			条文	第23条
滝沢市議会 基本条例	(議会サポーターの設置) 第23条 議会は、議会への市民参加を促進するため、必要に応じて議会サポーターを設置する。 2 議会サポーターは、議会運営に関する事務及び広聴広報活動に関する業務の支援等を行うものとする。 3 議会は、自主的な協力者として活動する議会サポーターに必要な情報提供及び学習の機会を提供するように努めるものとする。 4 議会サポーターの氏名は公開を原則とし、その協力活動は原則として無償とする。 5 議会サポーターに関し必要なことは、別に定める。				
評価細目	設置の有無	活動の有無	学習機会の提供の有無	公表の有無	要綱があるかないか
取組実績	(第1項) 設置の有無： 有 ・サポーター4名委嘱(任期:R6.6.12～R7.7.31) (第2項) 活動の有無： 有 (第3項) 情報提供及び学習機会の提供の有無： 有 ・政策検討会への出席 (第4項) 公表の有無： 有(ホームページ) (第5項) 要綱の有無： 有 滝沢市議会議会サポーター設置要綱(平成26年議会告示第3号)				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・議会サポーターの活用の見直し(職務など)				
関係例規	滝沢市議会議会サポーター設置要綱				
参考事項					

評価：◎：全部達成、○：ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×：全て未達成

項 目	市長等との関係の基本原則			条文	第12条
滝沢市議会 基本条例	(市長等との関係の基本原則) 第12条 市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。 2 議会における議員と市長及び執行機関の長(以下「市長等」という。)との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。 3 議長から本会議、委員会等への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化等を図るため反問することができる。 4 議員は、法律の規定によるもののほか、市長等が任命する附属機関の委員には就任しないものとする。				
評価細目	一問一答方式の採用の有無	市側の反問権の行使数(マイナスポイント)	市長等が任命する附属機関への就任(マイナスポイント)		
取組実績	(第1項)※第2項以下で評価 (第2項) 一問一答方式の採用の有無：有 (第3項) 市側の反問権の行使数：無（直近の実績:H27.12.16、H29.6.20） (第4項) 市長等が任命する附属機関への就任：無				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☑不要	☐必要 内容:			
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会反問権の行使等に関する要綱 滝沢市議会先例集61 一般質問				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	議会審議における論点情報の形成			条文	第13条
滝沢市議会 基本条例	(議会審議における論点情報の形成) 第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策の必要性 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果 2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たって、各常任委員会等がそれらの政策の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後においても政策評価に資する審議を行うものとする。				
評価細目	議案における7項目の確認	各常任委員会における市側の説明回数、予算決算常任委員会における課題設定の有無			
取組実績	(第1項) 議案における7項目の確認の有無：無 (第2項) 各常任委員会における市側の説明回数：2回 ・予算決算常任委員会(決算・予算) 予算決算常任委員会における課題設定：有 ・令和5年度決算審査:決算審査のポイント(①所管事務調査のテーマ②政策提言③附帯決議④過去の提言⑤市長方針) ・令和7年度当初予算審査:予算審査のポイント(①所管事務調査のテーマ②政策提言③附帯決議④過去の提言・所管事務調査⑤第2次滝沢市総合計画)				
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・重要政策における7項目の確認				
関係例規					
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	政策評価	条文	第14条
滝沢市議会 基本条例	(政策評価) 第14条 議会は、必要に応じ、議会独自で政策評価を実施するものとする。 2 政策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。		
評価細目	政策評価の実 施の有無	要綱等がある かないか	
取組実績	(第1項) 政策評価の実施の有無 : 無 (第2項) 要綱の有無 : 無		
評価	×	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	☐ 不要	☐ 必要	内容:
今後必要な取組	・政策評価についての検討		
関係例規	地方自治法第96条、第98条、第100条第1項(議会の議決事件、検査権、調査権)		
参考事項	【第14条の説明】 本条は、議会として、市長等が行う政策や施策が市民の立場で行われているかどうかを判断し、必要と認めた場合には政策評価を実施することを規定しています。 (1)議会として政策評価を実施する場合の態様としては、決算審査を行うこととなる9月会議の前に抽出して評価をする場合や、特定の市政課題について随時評価をする場合等が想定されます。 (2)政策評価を実施する主体は、常任委員会、特別委員会等その都度決めていくこととなり、市民にとって当該政策が有効に機能しているか否かという効果の確認を主な目的としています。		

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	予算、決算における政策説明	条文	第15条
滝沢市議会 基本条例	(予算、決算における政策説明) 第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。		
評価細目	分野別審査の 実施の有無	附帯決議の有 無	
取組実績	分野別審査の実施の有無 : 有 総務教育分野、環境厚生分野、産業建設分野において、分野毎に審査を実施している。 附帯決議の有無 : 有 R6.9.30 令和5年度滝沢市一般会計決算に対する「委員会附帯決議」提出		
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:	
今後必要な取組	・予算決算サイクルの継続(審査における論点情報の確認)		
関係例規	予算決算常任委員会専門委員会設置要領 滝沢市各会計当初予算及び決算に係る審査要領		
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

市長等と議会の関係(行動する議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	議決事件の追加	条文	第16条
滝沢市議会 基本条例	(議決事件の追加) 第16条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。 2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。		
評価細目	議決すべき事件の追加の有無	条例があるかないか	
取組実績	(第1項) 議決すべき事件の追加の有無 : 有 (第2項) 条例の有無: 有 滝沢市自治基本条例(平成26年条例第1号) 滝沢市名誉市民に関する条例(昭和43年条例第20号)		
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:	
今後必要な取組			
関係例規	地方自治法第96条第2項 (前略) 普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。 滝沢市自治基本条例 滝沢市名誉市民に関する条例		
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	自由討議による合意形成			条文	第17条
滝沢市議会 基本条例	(自由討議による合意形成) 第17条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において、議員提出案件、市長提出案件及び請願、陳情等の市民提出案件に関し審議をし、結論を出す場合、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くし、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。 2 前項の場合において、市長等に対する本会議等への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。 3 議員は、第1項の議員相互の自由討議を進め、政策提言、条例制定、意見等の議案提出に積極的に努めるものとする。				
評価細目	自由討議の実 施回数	市長等の参加 回数(マイナス ポイント)	各議案分類ご との自由討議 の参加者数		
取組実績	(第1項) 自由討議の実施回数： 4回(委員会での実施) (第2項) 市長等の参加回数 ： 無 ・自由討議には出席要請をしていない (第3項) 各議案分類ごとの自由討議の参加者数(延べ) 請願・陳情 9人 予算決算審査 決算審査 14人 予算審査 9人				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・自由討議の充実を図る				
関係例規	滝沢市議会自由討議実施要綱				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	委員会の活動			条文	第18条
滝沢市議会 基本条例	(委員会の活動) 第18条 議会は、委員会の開催に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うものとする。 2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、報告に当たっては、論点、争点等を明確にし、責任を持って質疑に対する答弁を行うものとする。 3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。				
評価細目	資料公開手段数	会議録等資料公開の有無	各議案分類ごとの自由討議の参加者数	委員会における自由討議実施回数	委員会における市民からの懇談要請数
取組実績	(第1項) 資料公開手段数 無 会議録等資料公開の有無 : 有(申請必要) (第2項) 各議案分類ごとの自由討議の参加者数 ・請願・陳情 9人 委員会における自由討議実施回数 4回 (第3項) 委員会における市民からの懇談要請数 2回				
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・各常任委員会の情報提供について検討				
関係例規	滝沢市議会会議規則 滝沢市議会委員会条例				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

会議の運営(行動する議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	政策検討会			条文	第19条
滝沢市議会 基本条例	(政策検討会) 第19条 議会は、政策討論会を開催した場合は、政策立案及び政策提言を推進するため政策検討会を開催するものとする。 2 政策検討会に関し必要な事項は、別に定める。				
評価細目	政策検討会の開催数	要綱等があるかないか			
取組実績	(第1項) 政策検討会開催数 0回(R7.4.17開催予定) (第2項) 要綱等の有無： 有 滝沢市議会政策検討会実施要綱(令和6年議会告示第4号)				
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☑不要	☐必要 内容:			
今後必要な取組	・政策検討会の充実(3常任委員会での開催など)				
関係例規	滝沢市議会政策検討会実施要綱				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

会派及び議員連盟(行動する議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	会派	条文	第20条
滝沢市議会 基本条例	(会派) 第20条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。 3 会派に関し必要な事項は、別に定める。		
評価細目	会派の結成の有無	会派の政策的理念の公開の有無	要綱等があるかないか
取組実績	(第1項) 会派の結成の有無： 有 滝政会、市民クラブ、自由民主クラブ、公明党、日本共産党 (R7.3.31現在) (第2項) 会派の政策的理念の公開の有無： 無 (第3項) 要綱等の有無： 有		
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:	
今後必要な取組	・政策的理念の公開		
関係例規	滝沢市議会の会派に関する規程		
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	議員連盟			条文	第21条
滝沢市議会 基本条例	(議員連盟) 第21条 議員は、特定の政策や課題について調査研究を行うことに賛同する議員が共同して調査研究を行う団体(以下「議員連盟」という。)を結成することができる。 2 議員連盟の調査研究は、議員個人でこれを行う場合に比べ、広範にわたり、かつ、効率的に行われるとともに、特定の政策や課題に関する議員間の共通の認識が深められるように努めるものとする。 3 議員連盟は、可能な限り広く会派を超えた議員の参加により、活動するように努めるものとする。 4 議員連盟に関し必要な事項は、別に定める。				
評価細目	議員連盟の結成数	議員連盟における研修の回数	議員連盟参加議員数	要綱等があるかないか	
取組実績	(第1項) 議員連盟の結成数： 1団体 滝沢市ごみ処理盛岡広域化推進議員連盟(R7.1.9) (第2項) 議員連盟における研修の回数： 無 (第3項) 議員連盟参加議員数： 5人 (第4項) 要綱の有無： 有 滝沢市議会議員連盟の設立等に関する規程(平成27年議会訓令第1号)				
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・活動の充実を図る				
関係例規	滝沢市議会議員連盟の設立等に関する規程				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	議会モニターの設置			条文	第22条
滝沢市議会 基本条例	(議会モニターの設置) 第22条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、議会モニターを設置する。 2 議会モニターは、議会に対し議会運営に関する意見や改善提言等を行うものとする。 3 議会は、議会モニターから聴取した意見や改善提言等を議会運営に反映させるように努めるものとする。 4 議会モニターの氏名は公開を原則とし、その活動は原則として無償とする。 5 議会モニターに関し必要な事項は、別に定める。				
評価細目	設置の有無	意見の有無と 意見数	意見の反映件 数	公表の有無	要綱等がある かないか
取組実績	(第1項) 設置の有無： 有(R7.3.31現在 12名) (第2項) 意見の有無： 有 意見数： 23件(議会広報紙のアンケート回答) (第3項) 意見の反映件数： 有 ・議会運営委員会にて取り扱いを協議 (第4項) 公表の有無： 有(ホームページ) (第5項) 要綱の有無： 有 滝沢市議会議会モニター設置要綱(平成26年議会告示第2号)				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・議会モニターの活用の見直し				
関係例規	滝沢市議会議会モニター設置要綱				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	議会アドバイザーの設置			条文	第24条
滝沢市議会 基本条例	(議会アドバイザーの設置) 第24条 議会は、議会の資質向上を図るため、必要に応じて議会アドバイザーを設置する。 2 議会アドバイザーは、議会全般にわたって、専門的な知識及び経験等を踏まえて助言、提言、指導等を行うものとする。 3 議会は、議会アドバイザーに必要な情報及び資料を提供するように努めるものとする。 4 議会アドバイザーの氏名は公開を原則とし、その協力活動に対し必要と認めたときは、謝礼等を支給するものとする。 5 議会アドバイザーに関し必要なことは、別に定める。				
評価細目	設置の有無	指導の有無	情報提供の有無	公表の有無	要綱があるかないか
取組実績	(第1項) 設置の有無： 有 (R7.3.31時点 3名) (第2項) 活動の有無： 有 ・議会評価や自由討議への助言、研修会の講師等 (第3項) 情報提供の有無： 有 (第4項) 公表の有無： 有 (第5項) 要綱の有無： 有 滝沢市議会議会アドバイザー設置要綱(平成27年議会告示第1号)				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会議会アドバイザー設置要綱				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	附属機関の設置			条文	第25条
滝沢市議会 基本条例	(附属機関の設置) 第25条 議会は、議会活動及び市政の課題に関する審査、調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置するものとする。 2 附属機関に関し必要な事項は、別に定める。				
評価細目	設置の有無	要綱があるかないか			
取組実績	(第1項) 設置の有無： 無 (第2項) 要綱の有無： 無				
評価	×	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	他議会の取組を参考に検討				
関係例規					
参考事項	【第25条の説明】 1 本条は、附属機関の設置について規定しています。 2 附属機関は、議会活動の資質向上を図るために設置する議会アドバイザーが個人であるのに対し、複数のメンバーで構成される合議体として位置付けています。 3 複雑多様化する地域社会には、より専門的な知識等が求められることが増えてきています。議会が市政課題等に関する審査や調査のため必要と認めたときは議会の附属機関を設置することを規定しました。 4 附属機関は、特定の課題に対して専門的な観点を踏まえた合議によって統合度の高い助言が可能となり、市民に信頼される議会として常に向上し続けるために必要なものと期待されます。 5 この附属機関は、必要の都度設置されます。				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	議員研修の充実強化			条文	第27条
滝沢市議会 基本条例	(議員研修の充実強化) 第27条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。				
評価細目	議員全員を対象とした議員研修の回数				
取組実績	議員全員を対象とした議員研修の回数： 4回 ・R6.6.7 常任委員会における課題の論点整理と今後の進め方 ・R6.9.18 令和4年度決算に関する「議員間討議」 ・R6.10.24 議会評価に関する研修会 ・R7.3.10 令和7年度当初予算に関する「議員間討議」				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・議員研修の充実(新人議員研修など)				
関係例規					
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

議会及び事務局の体制整備(行動する議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	議会図書室の充実				条文	第28条
滝沢市議会 基本条例	(議会図書室の充実) 第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。					
評価細目	議会図書室の 設置の有無					
取組実績	設置の有無： 有 ・月刊誌「ガバナンス」、「地方自治」、「地方議会人」、日刊新聞1紙などを定期購読している。 ・市の計画、過去の議会広報誌等も配架している。					
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成				
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:				
今後必要な取組	・議会図書室の充実を図る					
関係例規	地方自治法第100条第19項、第20項(図書室設置、一般利用の指定)					
参考事項						

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

議会及び事務局の体制整備(行動する議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	議会事務局の体制整備			条文	第29条
滝沢市議会 基本条例	(議会事務局の体制整備) 第29条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化に努めるものとする。				
評価細目	議会事務局研修参加人数				
取組実績	研修の参加人数 延べ6名 岩手県市議会議長会事務局職員研修 ①R6.7.5 SOUND カードを使って考える「議会事務局職員のありたい姿」 2名 ②R6.5.25 「政策サイクル推進地方議会フォーラム」公開セミナー 1名 R6.8.7 行政管理講座「政務活動費の適正支出と事例・判例検討」 1名 R6.10.7 第71回東北市議会議長会事務局職員研修会				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会事務局設置条例 滝沢市議会事務局規程				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	議会費の確保			条文	第30条
滝沢市議会 基本条例	(議会費の確保) 第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、議会費の確保に努めるものとする。 2 議会は、議長交際費を含め、議会費の使途等を議会だより、議会ホームページ等により市民に公表しなければならない。				
評価細目	議会費の確保の有無	議長交際費のホームページ公開の有無	議会費の使途の公開媒体数		
取組実績	(第1項) 議会費の確保の有無： 有 (第2項) 議長交際費のホームページで公開の有無： 有 ・当月分を翌月15日までに公開。また、議会事務局において閲覧も可能としている。 議会費の使途の公開媒体数 1個 ・決算状況についてホームページで公開				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会議長交際費支出基準 滝沢市議会議長交際費の公表に関する取扱い基準				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	議員の政治倫理			条文	第31条
滝沢市議会 基本条例	(議員の政治倫理) 第31条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持ち、議員の品位を保持し、並びに識見を養うよう努めなければならない。				
評価細目	政治倫理に関する違反等(不祥事)の件数(マイナスポイント)				
取組実績	政治倫理に関する違反等の件数： 無				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容：			
今後必要な取組					
関係例規					
参考事項	堺市:昭和58年、全国初の「堺市議会議員及び市長の倫理に関する条例」を制定。				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

議会及び事務局の体制整備(行動する議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	議員定数	条文	第32条						
滝沢市議会 基本条例	(議員定数) 第32条 議員の定数は、滝沢市議会の議員の定数を定める条例(平成13年滝沢市条例第17号)で定める。 2 議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関として機能を果たす役割についても考慮するものとする。 3 第1項の条例の改正に当たっては、議員活動の評価等に関する市民の客観的な意見を聴取するために参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。 4 前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由を付して議員が提案するものとする。								
評価細目	条例の有無	議員定数に関する会議の開催数	第1項の改正がある場合の参考人制度、公聴会制度等の開催数	第1項の改正時における議員提案の有無					
取組実績	(第1項) 条例の有無： 有 滝沢市議会の議員の定数を定める条例(平成13年条例第17号) (第2項) 議員定数に関する議会の開催数： 0件 (第3項) 第1項の改正がある場合の参考人制度、公聴会制度等の開催数 :0件 (第4項) 第1項の改正時における議員提案の有無 :無								
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成							
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:							
今後必要な取組									
関係例規	滝沢市議会の議員の定数を定める条例								
参考事項									

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	議員報酬			条文	第33条
滝沢市議会 基本条例	(議員報酬) 第33条 議員の報酬は、滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年滝沢村条例第16号)で定める。 2 前項の条例の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。 3 前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。				
評価細目	条例の有無	第1項の改正がある場合の参考人制度、公聴会制度等の開催数	第1項の改正時における議員提案の有無		
取組実績	(第1項) 条例の有無： 有 滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年条例第16号) 滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める条例(平成28年条例第14号) (第2項) 第1項の改正がある場合の参考人制度、公聴会制度等の開催数： 0回 (第3項) 第1項の改正時における議員提案の有無： 無				
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容：			
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める条例				
参考事項	平成27年定例会7月会議において、議員発議による条例の改正(議員報酬の増額等)が行われた。				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	危機管理			条文	第34条 第1項～第2項
滝沢市議会 基本条例	(危機管理) 第34条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。 2 議員は、災害等の不測の事態が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに滝沢市災害対策本部等と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。				
評価細目	災害時の対応 ルールの有無	市側と連携した 防災訓練の有 無			
取組実績	(第1項) 災害時の対応ルールの有無： 有 ・滝沢市議会災害対応指針・滝沢市議会業務継続計画(議会BCP)(令和5年) ・滝沢市議会災害対策連絡会議規程(平成27年訓令第2号) ・滝沢市議会災害等緊急連絡網(平成27年) (第2項) 市側と連携した防災訓練の有無： 有(R6.10.6) ・市総合防災訓練と同日に訓練実施				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・訓練、研修の継続				
関係例規	滝沢市議会災害対策連絡会議規程				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

議会の評価と議会改革の推進(行動する議会)

検証年月日
R7.6.20

項 目	議会の評価	条文	第35条					
滝沢市議会 基本条例	(議会の評価) 第35条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、さらには継続した議会改革を行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動等の全ての事項について議会評価を実施するものとする。 2 議会は、前項の議会評価を1年毎に行い、評価の結果を市民に公開するものとする。 3 議会は、第1項の議会評価の結果に基づき、政策立案等の見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとする。 4 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとする。 5 議会評価に関し必要な事項は、別に定める。							
評価細目	毎年評価の実施の有無	評価の公開の有無	評価内容により改善した事例の有無	議会評価における市民の参加者数	議会評価における要綱等の有無			
取組実績	(第1項) 毎年評価の実施の有無 : 有 2年に1回外部評価を導入 (第2項) 評価の公開の有無: 有 ・ホームページ (第3項) 評価内容により改善した事例の有無: 有 ・議会活動が伝わらないとの評価を受け、情報発信について協議継続。 (第4項) 議会評価における市民の参加者数 ・R6 議会報告会参加者数 107人 (第5項) 要綱の有無: 無							
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成						
条文改正	☒ 不要	☐ 必要	内容:					
今後必要な取組	・市民参加と市民への周知の検討							
関係例規								
参考事項								

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	議会改革			条文	第36条
滝沢市議会 基本条例	(議会改革) 第36条 議会は、議会改革の取組を検証し、かつ、継続的に取り組むため、滝沢市議会改革推進会議(以下「議会改革推進会議」という。)を設置するものとする。 2 議会改革推進会議は、前項の議会改革の取組の検証を行うほか、第38条の規定によるこの条例の見直しを行うものとする。 3 議会改革推進会議に関し必要な事項は、別に定める。				
評価細目	議会改革推進 会議設置の有 無	改革に関する 研修実施の有 無	条例の見直し 実施の有無	要綱があるか ないか	
取組実績	(第1項) 議会改革推進会議設置の有無： 有 ・滝沢市議会議会改革推進会議規程(平成26年議会訓令第3号) (第2項) 改革に関する研修実施の有無： 有 ・R6.10.24 議会評価に関する研修会 ・R6.11.29 「機関としての議会活動を進めるためには」(北上市・奥州市と合同) 条例の見直し実施の有無： 無 (第3項) 要綱があるかないか： 有 滝沢市議会議会改革推進会議規程(平成26年議会訓令第3号)				
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・議会改革の取組について議会全体での共有 ・市民への議会活動の周知				
関係例規	滝沢市議会議会改革推進会議規程				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	最高規範性			条文	第37条
滝沢市議会 基本条例	(最高規範性) 第37条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。 2 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員にこの条例の理念を浸透させるための研修を行わなければならない。				
評価細目	反する規定の有無	基本条例に関する研修の有無			
取組実績	(第1項) 反する規定の有無： 無 (第2項) 基本条例に関する研修の有無： 有 ・一般選挙後の議員研修会 (R5.11.7) で実施した。				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組					
関係例規					
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項 目	見直し手続き	条文	第38条 第1項～第3項		
滝沢市議会 基本条例	(見直し手続) 第38条 議会は、この条例が社会情勢及び市民の意見の変化に即しているかについて、1年毎に検証するものとする。 2 議会は、前項の規定による検証を議会改革推進会議で行うものとし、検証の結果を市民に公表するものとする。 3 議会は、第1項の規定による検証を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとし、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講ずるものとする。				
評価細目	市民の意見の変化と条例の内容に関する検証の有無	第1項に関する検証結果の公表の有無	検証実施時における市民の参加者数		
取組実績	(第1項) 市民の意見の変化と条例の内容に関する検証の有無： 有 ・議会改革推進会議において、検証を実施 (第2項) 第1項に関する検証結果の公表の有無： 有 ・議会評価と併せてホームページに公開 (第3項) 検証実施時における市民の参加者数 0人				
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	☒ 不要	☐ 必要 内容:			
今後必要な取組	・任期最終年度へ向けた検証と、検証における市民参加の検討				
関係例規					
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

参考資料

資料１では、昨年度と同様に◎を５点、○を３点、×を０点として、１００点換算で平均点を算出しました。政策討論会や政策検討会、議員連盟に関する取り組みが評価され、平均点が向上しています。

資料２では、議会評価（青の棒グラフ）と議員の自己評価（オレンジの折れ線グラフ）を比較しました。昨年度と比較して、自己評価と客観的評価が一致しており、滝沢市議会の現状把握が正確であることが示されています。今後の政策サイクルの評価に資料として活用する予定です。

資料 1

3つの理念	章	個別条例	R6平均点	R5平均点
開かれた議会	議会と議員の活動原則	第5条【通年議会】	88	91
開かれた議会	市民と議会の関係	第6条【情報公開と説明責任】	81	85
開かれた議会	市民と議会の関係	第7条【広聴広報活動の充実及び市民との連携】	79	77
開かれた議会	政務活動費	第26条【政務活動費】	79	89
平均点			82	86

3つの理念	章	個別条例	R6平均点	R5平均点
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第8条【市民議会】	96	81
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第9条【議会報告会】	96	81
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第10条【市民懇談会】	89	78
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第11条【政策討論会】	68	8
市民とともに歩む議会	議会支援機能の充実	第23条【議会サポーターの設置】	73	25
平均点			84	55

3つの理念	章	個別条例	R6平均点	R5平均点
行動する議会	市長等と議会の関係	第12条【市長等との関係の基本原則】	75	74
行動する議会	市長等と議会の関係	第13条【議会審議における論点情報の形成】	64	68
行動する議会	市長等と議会の関係	第14条【政策評価】	46	21
行動する議会	市長等と議会の関係	第15条【予算、決算における政策説明】	75	76
行動する議会	市長等と議会の関係	第16条【議決事件の追加】	69	68
行動する議会	会議の運営	第17条【自由討議による合意形成】	83	83
行動する議会	会議の運営	第18条【委員会の活動】	94	85
行動する議会	会議の運営	第19条【政策検討会】	59	21
行動する議会	会派及び議員連盟	第20条【会派】	89	75
行動する議会	会派及び議員連盟	第21条【議員連盟】	60	38
行動する議会	議会支援機能の充実	第22条【議会モニターの設置】	92	75
行動する議会	議会支援機能の充実	第24条【議会アドバイザーの設置】	92	91
行動する議会	議会支援機能の充実	第25条【附属機関の設置】	23	39
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第27条【議員研修の充実強化】	87	85
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第28条【議会図書室の充実】	62	55
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第29条【議会事務局の体制整備】	91	82
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第30条【議会費の確保】	89	87
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第31条【議員の政治倫理】	85	83
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第32条【議員定数】	82	79
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第33条【議員報酬】	81	67
行動する議会	危機管理	第34条【危機管理】	87	68
行動する議会	議会の評価と議会改革の推進	第35条【議会の評価】	81	71
行動する議会	議会の評価と議会改革の推進	第36条【議会改革】	77	75
行動する議会	最高規範性及び見直し手続	第37条【最高規範性】	79	81
行動する議会	最高規範性及び見直し手続	第38条【見直し手続】	69	71
平均点			76	69

資料2

